【規程番号　神女大短Ⅰ－002】

神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長等会議規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長等会議（以下「部局長等会議」という。）に関する組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　部局長等会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 神戸女子大学（以下「大学」という。）の学長、副学長、文学部長、教育学部長、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、文学研究科長、家政学研究科長、健康栄養学研究科長、看護学研究科長、心理学研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長、図書館長

(2) 神戸女子短期大学（以下「短期大学」という。）の学長、副学長、短期大学部長

(3) 経営改革推進室長、経営改革推進室推進役、教務事務部長、学生事務部長、キャリアサポート部長

(4) その他学長が委嘱する者

２　部局長等会議の議長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の他の教職員に部局長等会議への出席を求めることができる。

（定足数）

第３条　部局長等会議は、構成員の３分の２以上の出席者がなければ、会議を開くことはできない。

（開催時期）

第４条　部局長等会議は、大学の学長が必要と認めたとき、開催する。

（議　長）

第５条　部局長等会議の議長は、大学の学長がこれに当たり、同学長に支障があるとき、又は同学長が欠けたときは、あらかじめ同学長が指名した者が職務を代理する。

（審議事項）

第６条　部局長等会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、大学及び短期大学の学長に意見を述べるものとする。

(1) 教授会における審議事項

(2) 研究科委員会における審議事項

(3) 大学及び短期大学の教学部門の運営、管理に関する事項

(4) その他大学及び短期大学の学長が意見を求めた事項

２　大学及び短期大学における点検・評価に関する事項及び点検・評価結果に基づく内部質保証の取り組みに関する事項については、別に定める神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証委員会が統括する。

（会　議）

第７条　部局長等会議は、議長が招集する。

２　部局長等会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事等）

第８条　部局長等会議の議事は公開しない。

２　部局長等会議の議事については、議事録を作成する。

（事　務）

第９条　部局長等会議に関する事務は、総務課（大学庶務担当）が行う。

（規程の改廃）

第10条　規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き大学の学長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学部局長会規程及び神戸女子短期大学部科長会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。